

道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令案要綱

第一 関係政令の整備

一 道路運送車両法施行令の一部改正

(第一条関係)

1 独立行政法人自動車技術総合機構（以下「機構」という。）は道路運送車両法（以下「法」という。）関係手数料の納付を要しないものとする。

2 法第二十四条の二及び法第七十五条の二に規定する国土交通大臣の権限を地方運輸局長に委任しないものとする。

二 道路運送車両法関係手数料令の一部改正

(第二条関係)

1 有効期間が一年を超える回送運行許可証の交付を申請する者が納付すべき手数料の額を定めるものとする。

2 自動車、特定共通構造部又は特定装置の型式について指定を申請する者が国及び機構に納付すべき手数料の額を定めるものとする。

三 国家公務員退職手当法施行令の一部改正

機構等の職員としての在職期間を国の職員としての基礎在職期間とする等の措置を講ずるものとする
こと。
(第三条関係)

四 その他関係政令について所要の規定の整備を行うものとする。
(第四条から第十七条関係)

第二 経過措置

一 道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附
則第二条の政令で定める区域及び同法附則第四条の政令で定める部局又は機関を定めるものとする
こと。

(第十八条及び第十九条関係)

二 機構が承継する資産の評価に関し評価委員の任命その他必要な事項を定めるものとする
こと。

(第二十五条関係)

三 機構が国から承継する権利及び義務その他改正法の施行に伴う所要の経過措置を定めるものとする
こと。
(第二十条から第二十四条まで及び第二十六条関係)

第三 附則

一 この政令は、平成二十八年四月一日から施行するものとする。ただし、第二の二の規定は、公布の日から施行するものとする。

(附則第一項関係)

二 この政令の施行に伴う所要の経過措置を定めるものとする。

(附則第二項関係)